

平成25年度 第4回香取市農業委員会総会議事録

平成25年7月22日

平成25年7月22日(月)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 買受適格証明願について
日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第2号 軽微な農地改良の届出について
日程第8 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は43名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	埴武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男

33番 菅 谷 晁
35番 椿 康 弘
37番 宮 負 厚 美
39番 小 倉 新 一
41番 大須賀 常 政
43番 小 林 一 男

34番 伊 藤 寛
36番 本 宮 敏 雄
38番 菱 木 重 雄
40番 多 田 晁 一
42番 三 橋 和 男

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜 澤 清 明	管理班長	篠 塚 和 広
農地班長	高 橋 重 正	副主幹	越 川 泰 克
主 査	伊 藤 健	主任主事	小 川 敦 弘

開会 午後 3時01分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、43名全員であります。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、11番 林 藤江委員、30番 高木重樹委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成25年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は、祖母より贈与を受けるため、所有権移転するものです。

整理番号2番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号3番、譲受人は、母親より贈与を受けるため、所有権移転するものです。

整理番号4番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号5番、譲受人は、親より農地の使用貸借権設定を受けるものです。

整理番号6番、7番は、関連案件です。

譲受人は、耕作利便のためお互い農地交換するものです。

整理番号8番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号9番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号10番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号11番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号12番、13番、14番は、関連案件です。

譲受人は、農業生産法人設立のため、農地を借受け使用貸借権設定するものです。

借受け面積合計は、5,719㎡です。

整理番号15番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

整理番号16番、譲受人は、母親より贈与を受けるため、所有権移転するものです。

整理番号17番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、所有権移転するものです。

以上の1番から17番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から許可要件の農地すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、また、下限面積の50アール要件を満たしていること、従事日数要件も満たしているなど、農地法第3条第2項規定の許可申請審査基準第1号から第7号による不許可項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 それでは、事前審査会の報告をいたします。

去る、7月17日、水曜日午後1時30分より市役所3階302会議室において、第5班の事

前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は17件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 申請人は祖母と孫の関係にあり、現在、祖母が高齢のため養護施設へ入所しており代襲相続権者である孫に一括贈与するものであります。

なお、譲受人は専業農業者であり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 申請地は、以前より〇〇さんが借りて耕作している農地で、このたび売買が成立したため所有権移転するものであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、7番 石橋委員。

7番石橋委員 この申請は譲渡人、母親が高齢のため、農業後継者の譲受人、息子ですけれども、それに贈与するものであります。

お宅等に行って、話を聞いても今後も家族一体で農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしております。許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため通作利便な申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満

たしております。許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番ないし7番の3件について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 整理番号5番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、先々月に耕作利便目的で農地交換した申請地を親子間で使用貸借するものであり、引き続き農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号6番及び7番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、お互いに耕作利便を目的とした農地交換であり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、14番 埴委員。

1 4番埴委員 この申請は、譲受人が自作地から近い申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は水田を約400アール耕作する水稻生産農家であり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番について、15番 篠塚委員。

1 5番篠塚委員 この申請は、譲受人が自宅に隣接している申請地を譲り受けるものであります。

譲受人の経営面積は田畑合わせて、約10ヘクタール以上を耕作している大規模農家であります。譲受後も引き続き農地の良好な維持管理が行われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、10番、11番の2件について、16番 浅野委員。

1 6番浅野委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が申請地付近に自作地を多数所有しており、耕作利便を高めるために

農地集積を図るものであり、譲受後も引き続き農地の良好な維持管理が行われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号 11 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近い申請地を譲り受けるものでありますが、譲受人は水田約 500 アールを耕作する水稻生産農家であり、譲受後も引き続き農地の良好な維持管理が行われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、12 番ないし 14 番の 3 件について、21 番 林委員。

2 1 番林委員 整理番号 12 番から 14 番について、説明いたします。

この申請は、譲渡人の 3 名が酪農家であります。生産経費の削減を目的とした経営合理化のため、農業生産法人を設立するものであります。

申請地は、主に飼料用作物を生産するというものであります。今後も農地の良好な維持管理が行われると思っておりますので、許可が妥当だと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、15 番について、23 番 栗田委員。

2 3 番栗田委員 申請書類及び現地調査確認の結果、申請地は自宅近くの土地であり、譲渡人が高齢で病気、耕作不能状況であり、譲受人が委託を受けて耕作している土地でもございます。

譲受人は、家族で営農している等々、取得要件を満たしていることから取得農地の引き続き良好な維持管理が見込まれることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、16 番について、28 番 高木委員。

2 8 番高木委員 この申請は、譲渡人が高齢なため、後継者の息子に贈与するものであります。

今後も農地の良好な維持管理が行われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、17 番について、29 番 大堀委員。

2 9 番大堀委員 この申請は、譲受人が自作地に隣接している申請地を譲り受けるものでありまして、今後は耕作利便性の向上と一体的耕作が可能なことから、取得要件を満たしており、

許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成25年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、専用住宅用地とのことであります。

現在の住宅は、環境が悪いため新たに住宅を建築するものです。

申請地は、都市計画用途区域内の第3種農地と判断されます。

資金計画、造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

整理番号2番、太陽光発電システム設備用地とのことであります。

再生可能なクリーンエネルギーを生産するため、太陽光発電を行うものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

資金計画、造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

以上のことから、1番及び2番の申請については、農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 それでは、事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については2件であります。

整理番号2番について、現地調査を行いました。

それでは、審査結果について報告いたします。

整理番号2番については、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 申請地は、〇〇〇〇の東側に位置する住宅地に隣接した土地でございます。

申請者は体調を崩し退院して自宅へ戻りましたが、自宅は古く日常生活をするうえで、環境が良くないため新たに住宅を建築するものです。

用水は上水道、汚水・雑排水は下水道にて処理するとのこと。

隣接農地所有者への説明もなされており、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 場所ですが、〇〇〇〇より〇〇〇〇を〇〇方面に500メートルほど行った所ですね。

昨年〇〇〇〇さんが、こちらで説明会があったと思いますけれど、そのシステムのすぐ南側であります。

申請者は、再生可能なクリーンエネルギーを生産するため、太陽光発電システムを設備用地として転用するものです。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地はなく資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在親と同居していますが結婚をするにあたり住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題はないものと考えます。

整理番号2番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在アパートで生活をしていますが住宅環境に恵まれた実家の近隣地へ住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種

農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題はないものと考えます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことであります。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地は立地条件が良く需要があると見込み、整地し宅地分譲用地とするものです。

申請地は、都市計画用途区域内の第3種農地と判断されます。

資金計画、造成計画についても妥当であり特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で貸駐車場用地とのことであります。

譲受人は、地元で〇〇を営んでおり、現在の敷地が狭いため申請地を駐車場とするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題はないものと考えます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で進入路、宅地拡張用地とのことであります。

譲受人は、現在アパートにて生活していますが子供の成長に伴って手狭になったため住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題はないものと考えます。

整理番号6番、7番、8番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことであります。

譲受人は、不動産業を営んでおり申請地は立地条件が良く需要があると見込み、整地し宅地分譲用地とするものです。

申請地は、都市計画用途区域内の第3種農地と判断されます。

資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題はないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号9番、10番は、関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在アパートにて生活していますが子供の成長に伴い手狭となったため住宅を

建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題はないものと考えます。

以上のことから、1番から10番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 それでは、議案第3号の事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は10件であります。

このうち、整理番号3番、6番、7番、8番については、現地調査を行いました。

審査結果について、ご報告いたします。

整理番号3番、6番、7番、8番については、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 譲受人は、現在親と同居していますが結婚するにあたり住宅を建築するものです。

用水は井戸水、汚水・雑排水については合併浄化槽及び蒸発散装置で処理するとのことですので。

隣接農地所有者への説明もなされ、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について、16番 浅野委員。

16番浅野委員 場所ですけれども、〇〇〇〇より徒歩大体3、4分位の〇〇〇〇の側でございます。

譲受人は、現在アパートにて生活していますが、実家の近隣は生活環境に恵まれているた

め、親の土地を借り住宅を建築する計画です。

用水は井戸水、汚水・雑排水については合併浄化槽及び蒸発散装置で処理するとのこと
です。

また、隣接農地所有者への説明もなされ問題はなく、資金計画、造成計画についても適切
であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 申請書類及び現地の調査確認の結果、申請地は生活環境もよく宅地化が進ん
でいる地域の農地でございます。

譲受人は、平成9年創業の地元不動産業者であり、その申請内容、工事計画、資金計画と
も確立され、隣接耕作者にも説明、同意を受けているものでございます。

更には、地元土地改良区の同意も得ていることから、この申請は妥当なものであると判断
いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、27番 飯森委員。

17番飯森委員 場所につきましては、〇〇〇〇を北側に入って約5分位ですね、〇〇〇〇に
突き当たった所です。

譲受人は、〇〇を営んでおり、申請地の隣接地にて事業を行っております。敷地が狭く車
輛を道路へ駐車していたため警察より指導を受け、今回申請地を駐車場用地とするものです。

本人が申請、駐車場用地として確保し、会社に貸し付けるという形になります。

雨水は自然浸透で隣接農地は譲渡人の所有のため問題はなく、資金計画、造成計画につい
ても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 譲受人は、隣接地で住宅建築を計画しております。申請地への進入路がない
ために今回の申請となったものでございます。

隣接農地所有者への説明もなされており、各書類・事業計画とも適切であると思われるこ
とから、この申請は妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番ないし10番の5件について、42番 三橋委員。

4 2 番三橋委員 6 番から 8 番は、関連案件でございますので、一括して説明させていただきます。

場所は、〇〇の〇〇〇〇の北側ですが、信号の所を左へ入って 100 メートル位行き、また左に入った所で、もう回りは住宅地となっております。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地周辺は生活環境も生活するうえで優良な場所であるため、宅地分譲を行う計画で、以前申請のあった宅地分譲の隣接地です。

宅地建物取引業もあり、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、9 番、10 番も関連案件でありますので、一括して説明させていただきます。

場所は、〇〇〇〇を〇〇の方へ向かって行きまして、〇〇〇〇を越えまして、坂の頂上を越えて左へ行った所です。

譲受人は、現在アパートで生活しておりまして、子供の成長に伴い手狭となったため住宅を建築するとのこと。

用水は井戸水、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後既存側溝へ放流するとのこと。

周囲に農地はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第 3 号 5 番については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 3 号 5 番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 5番は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第3号 5番を除く9件について審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 5番を除く9件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 5番を除く9件は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。

平成25年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成25年度第4次農用地利用集積計画、1番から10番までの設定であります。

使用貸借権の設定、新規2件、6,521㎡で、これは畑であります。

賃借権の設定、新規5件、22,299㎡で、そのうち田が5,652㎡、畑が16,647㎡であります。

賃借権の再設定、3件、12,738㎡で、そのうち田が1,021㎡、畑が11,717㎡であります。

以上の10件の第4次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第

3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご検討をお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成25年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

千葉地方裁判所が行う競売による買受適格証明願です。

整理番号1番、2番は同時案件番号であります。

競売の方法は、期間入札、平成24年(又)第1239号千葉地方裁判所民事第4部、入札期間は平成25年8月21日午前9時から同年同月28日の午後5時まで、入札の場所は千葉地方裁判所売却場、開札期日は同年9月4日、午前9時30分であります。

整理番号3番、事件番号平成24年(又)第1599号千葉地方裁判所民事第4部、入札期間は、整理番号1番、2番と同一であります。

譲受人は、営農計画において、それぞれ稲作及び野菜を作付けする計画書を提出しており

ます。

整理番号1番、2番、3番は、申請者の農業経営規模拡大による買受願であり、平成25年9月18日、午前10時に売却決定を受けたとき、農地法第3条の規定による許可申請が出された場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

申請人に対して、既に添付書類として提出されました許可申請書及びその他添付書類から、申請者の適格要件等を慎重に審査した結果、許可要件である農地すべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うこと、また、下限面積の50アール要件を満たしていること、従事日数要件を満たしているなど、農地法第3条第2項規定の許可審査基準第1号から第7号による不許可の項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われるため買受適格証明の交付要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

買受適格証明願の案件は3件であります。

案件については、写真及び書類により審査を実施いたしました。

これは、千葉地方裁判所が行う競売によるものであり問題はないとの意見でありました。

したがいまして、議案第5号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員より意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号1番及び2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請人は、旭市の農家で経営面積は田畑合わせると、約500アール近くを耕作している比較的大規模な専業農家であります。家族4人で営農をしています。

なお、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、すべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、整理番号2番、同じ場所なんですけれども、申請人は旭市鎗木の農家です。

申請地は比較的自宅から近く、通作にも容易であり、申請して売却決定が1番と2番、どちらかわかりませんが、売却決定がなされた後は鎗木の農家の方も条件は満たしており、証明書の交付が妥当だと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、3番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 申請人は、兼業農家であります。主に畑作農業を主にして両親と3人で営農しており、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、すべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 買受適格証明願については、証明を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る

通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成 25 年 7 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は 10 件であります。

報告第 2 号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成 25 年 7 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1 件であります。

報告第 3 号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので報告する。平成 25 年 7 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、4 件であります。

よろしく、お願いいたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時54分